

中越教育事務所だより

# 学びいきいき中越

新潟県教育庁 中越教育事務所

<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/kyoiku-chuetsu/>

令和8年4月27日発行 第121号

## 学びの扉「問い」

中越教育事務所長 田中 一史

新年度を迎え、子どもたちは新しい環境に胸を躍らせながら、さまざまな期待を抱いて学校生活をスタートさせています。私たち教育に携わる者には、その期待に応える責務があります。

私の好きな本に、辻村深月さんの『この夏の星を見る』（2023年、KADOKAWA）があります。コロナ禍、日本各地の中高生たちが、オンラインで、同時に天体観測を行うことで友情を育むという物語です。その中から、登場人物の一人、高2の亜紗（あさ）が、小学生だった頃を振り返る場面を紹介します。

海の水がどうして、しょっぱいか。

子どもの抱くその疑問に、どれだけ分かりやすく答えようとしても、答えは単純にはならない。複雑な説明がある。塩化ナトリウムという言葉ひとつをとっても、それが塩のことだと、その時の亜紗にはすぐには分からなかった。亜紗が答えを知りたいと思ったところで、小5の子どもに分かりやすく説明することは、最初から無理だったのだ。

（中略）

両親は、熱心に「海」について調べる亜紗を見て、「今はまだ分からないかもしれないけど、中学生とか高校生になれば、きっと理解できるようになるよ」と励ましていた。「まだ習うには早いんだよ」と。

それこそが寂しいのだ、と亜紗は思っていた。

本当に知りたい、と思う時に、「まだ早い」と言われる。この世界にその仕組みや理由が確かにあるのに、今の自分では理解できないと言われてしまうこと。亜紗が一番寂しくてがっかりするのは、まさにそこなのだ。

この言葉は、私たち教育者に突きつけられた問いでもあります。子どもが「知りたい」と思った時こそが、学びの扉をノックした瞬間です。その扉に、「まだ早い」と鍵をかけてしまうことは、子どもが開こうとする可能性を閉ざすことにほかなりません。

子どもたちは、それぞれ異なるタイミングで問いを抱き、異なる方法で理解を深めていきます。一斉授業の中では拾いきれない問いが、教室の隅で静かにノックされています。私たち教師には、子どもの「なぜ？」に耳を傾け、その声を学びの中心に据えることが、今、求められています。

先生方、どうか、子どもの小さな問いを見逃さないでください。誤魔化すことなく、正面からその問いに答えてあげてください。もちろん、答えることができない問いもあります。分からなければ、「分からない」と言って子どもと一緒に調べてみてください。何か新しいことが分かったときには、子どもとともに喜んでください。

そして、子どもにこう伝えてください。

「学びの扉をノックしてくれて、ありがとう」と。

## 「学校訪問」を御活用ください

県教育委員会は、「令和8年度学校教育の重点」を教育支援システムに掲載しました。学習指導については、「児童生徒が主役の授業をととした確かな学力の育成」を柱とし、「個別最適な学びと協働的な学び」、「学習習慣」、「学習評価」を重点としています。「まなチャレ教材」や「評価問題」等を活用し、児童生徒一人一人の学習状況を把握して、教材・課題・指導方法等を工夫していくことが求められています。発達段階に応じた家庭学習習慣の確立も一体的に捉えつつ、確かな学力育成に向けた、着実な取組をお願いします。



学校支援第2課では『授業づくりリーフレット2026』で示した「単元構想」を視点に、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた各校の教育活動を支援します。先生方と「一緒につくる学校訪問」を目指し、学習指導と生徒指導の様々なニーズに応じた「要請訪問」を随時受け付けております。お気軽にご相談ください。なお「授業改善支援訪問」は5月8日（金）が2次締切です。校内研修としてご検討ください。

学校訪問の申込方法は、令和8年1月にメール送付した「令和8年度学校訪問事業オンライン説明会」資料をご覧ください。また、『授業づくりリーフレット2026』も併せてご活用ください。

【学校訪問担当 学校支援第2課 平野 0258-38-2651】

## 年度始めに生徒指導に関する教職員間の共通理解を！

生徒指導上の諸問題や諸課題に対する「組織対応」や「課題未然防止教育」について、教職員間で下記の内容の共通理解をお願いします。

### 1 学校いじめ防止基本方針

- 新潟県いじめ等の対策に関する条例及び新潟県いじめ防止基本方針に基づき、学校いじめ防止基本方針を令和8年度版に更新し、教職員間で共通理解を図る。保護者がいつでも確認できるよう、学校ホームページへの掲載等を確実にを行うとともに、PTA総会・学校運営協議会や学校だよりを通じて関係者に周知する。

### 2 トラブル発生時の組織対応

- 年度始めの職員会議や校内研修等で、いじめ防止対策推進法、いじめの防止等のための基本的な方針、いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（改訂版）、「生徒指導提要」等について教職員間で共通理解を図る。
- 新潟県いじめ対応総合マニュアル 小・中学校編(改訂版)及びいじめの重大事態の調査に関するガイドラインのチェックリストを活用し、学校いじめ対策組織の組織体制整備等の平時からの備えについて、適切に実施できているか等の点検を実施する。

### 3 新潟県教育プログラムの活用

- 「新潟県SNS教育プログラム」及び「新潟県自殺予防教育プログラム」を年間指導計画に位置付け、課題未然防止教育として確実に実践する。

(新潟県いじめ対策ポータル <https://www.ijimetaisaku.pref.niigata.lg.jp/>)

## 令和8年度の主な事業予定（お知らせ）

月	日	曜日	事業名（会場等）
4	17	金	スクールカウンセラー事業連絡会(オンライン)
	21	火	初任者 研修ガイドダンス [1班] (サンラックおぢや)
	24	金	中越地区小学校英語専科教員情報交換会 ① (長岡地域振興局)
	28	火	初任者 研修ガイドダンス [2班] (サンラックおぢや)
5	19	火	中学校免許外教科担当教員研修会 (各教科の協力校にて、21日まで)
	19	火	中越地区臨時職員研修 (長岡市教育センター)
	22	金	中越管内指導主事等連絡協議会 ① (アトリウム長岡)
	26	火	いじめ見逃しゼロ不登校対応研修 (オンライン)
	28	木	中学校英語科主任研修 (長岡地域振興局)
6	2	火	初任研 学習指導研修 ① [中学校] (附属長岡中学校)
	9	火	初任研 学習指導研修 ① [小学校] (附属長岡小学校)
	16	火	初任研 学習指導研修 ① [小学校・特支] (附属長岡小学校)
	23	火	初任研 学習指導研修 ② (特別支援学校 協力校)
	24	水	「多様な学び」関係機関代表者会議 ① (長岡地域振興局)
	30	火	初任研 学習指導研修 ② (特別支援学校 協力校)
7	24	金	スクールカウンセラー研修会 (長岡地域振興局)
	28	火	初任研 生徒指導研修 [1班][2班] (サンラックおぢや)
	31	金	生徒指導に係る加配教員研修会 (長岡地域振興局)
8	5	水	中越地区幼保小合同研修会(サンラックおぢや) 中越地区小学校英語専科教員情報交換会 ② (長岡地域振興局)
9	2	水	初任研 指導教員等連絡協議会 ② (オンライン)
	15	火	初任研 学習指導研修 ③ [小学校] (協力校)
	29	火	初任研 学習指導研修 ③ [中音楽] (協力校)
10	6	火	初任研 学習指導研修 ③ [小学校] (協力校)
	13	火	初任研 学習指導研修 ③ [中学校] (協力校)
	20	火	初任研 学習指導研修 ③ [中学校] (協力校)
	23	金	中越管内指導主事等連絡協議会 ② (オンライン)
	28	水	道徳教育パワーアップ協議会 (長岡地域振興局他)
11	12	木	「多様な学び」関係機関代表者会議② (長岡地域振興局)

\* 期日・会場は4月27日現在のもので、変更が生じる場合があります。正式な案内文書等で確認してください。

\* 「初任研 学習指導研修 ①」「初任研 学習指導研修 ②」「初任研 学習指導研修③」は、それぞれ一日ずつ、事務局が指定した日に参加します。初任研の班編成や研修会場の学校については「初任者研修ガイドダンス」等で配付された資料をご確認ください。

## 管理手帳 信頼される学校づくり

### ◆非違行為根絶に向けた取組の工夫・強化・徹底

令和7年度の中越管内における事故報告件数は81件で、令和6年度と比べて10件減少しました。特に負傷事故は20件程度減り、今までの各校や市町村の取組が効果として現れた結果と捉えています。

一方で、飲酒運転や公金横領など非違行為につながる事案は増加しています。また交通事故、特に交通加害事故の件数が増えており、規模の大きな事故が頻発しています。交通加害事故の主な原因は不注意であり、スマートフォンやカーナビを注視したことなどに起因する加害事故は厳罰の対象となります。

各校の非違行為根絶に向けた取組を、全教職員が自分事として取り組めるよう再点検し、取組の強化、徹底をお願いします。

### ◆令和8年度管理主事学校訪問

今年度も5月13日（水）から管理主事学校訪問を開始します。対象校は昨年度に訪問のなかった学校です。各学校の教育課題、非違行為根絶に向けた取組、働き方改革への取組を確認するとともに、諸表簿の点検や施設設備の安全管理状況の確認等を行います。

昨年度と一昨年度の教職員の事故件数

	R7	R6
負傷事故	57	75
交通事故	16(10)	9(8)
速度超過違反	0	2
個人情報漏洩	1	0
飲酒運転	1	1
わいせつ行為等	0	1
体罰・暴言	0	0
不適切な指導	2	0
対教師暴力	1	0
死亡	1	0
その他	2	3
計	81	91

交通事故の（ ）は加害事故数

## 異動された方は、諸手当に関する各種届出を提出しましたか？

所属を異動した場合、諸手当に関する各種届出の提出が必要となります。（以下例示）

### 1 通勤届（異動者全員）

電車やバス等の交通機関等利用者及び自動車等使用者については、住居から新所属まで片道2 km以上ある場合、通勤手当の支給対象となります。異動された方は、新所属への経路等変更となります。通勤届を提出してください。

また、異動により片道2 km未満となり、支給要件を欠くこととなった場合も、支給終了のための通勤届提出が必要です。忘れずに提出してください。

### 2 住居届（異動に伴い転居した場合等）

職員本人や配偶者（単身赴任手当受給職員）が居住するための住宅を借り受け、月額1万円以上の家賃を支払う場合、住居手当の支給対象となります。

異動に伴いアパートを新規契約又は変更した場合、賃貸借契約書の写しを添付した住居届の提出が必要です。アパートから自宅に戻った場合等住居手当の支給対象外となる場合も、支給終了のための住居届提出が必要です。忘れずに提出してください。

### 3 提出期日

異動の際、原則4/15までに届出が提出された場合、4月分から手当額変更となります。増額の場合でも4/15までに届出が提出されないと、4月分は増額となりません。また、異動により手当が減額または対象外となる場合、提出が遅れると遡って返納が必要となる場合がありますので、ご注意ください。

## 扶養親族の状況に変更はないですか？

扶養親族の就職や収入の増加などに伴い、「扶養手当」と「共済組合被扶養者」の要件を欠くこととなった場合は、取り消しの手続きが必要となります。

父母等の個人年金の受給状況の把握が遅れ、数年前に遡って認定を取り消す事案も発生しています。扶養手当や医療費の返納につながりますので御注意ください。

### 1 給与・諸手当上の扶養手当（R8.4.1から配偶者に係る扶養手当は廃止になります。）

〔支給要件の喪失事例〕 子…22歳に達するまで支給、父母…60歳以上が認定対象

- ・子が就職等により、その後の年間収入見込みが130万円以上（18～22歳は150万円以上）になった。
- ・父母が年金（個人年金や財形年金も含む）を受給開始し、その後の年間収入見込みが130万円以上になった。 など

### 2 共済組合被扶養者

〔資格要件の喪失事例〕 子…22歳に達しても要件を満たせば被扶養者として認定可能。  
父母…年齢要件なし。所得要件等満たせば認定可能。

- ・子や配偶者等が就職によりその後の年間収入見込みが130万円以上になった。
- ・パート、アルバイトで年間収入見込みが130万円未満（19～23歳は150万未満）だが他の健康保険に加入した。
- ・父母が年金（個人年金や財形年金も含む）を受給開始し、その後の年間収入見込みが180万円以上になった。
- ・配偶者等が退職して失業給付（日額3,612円以上）を受給した。 など